

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年7月20日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県庁の外来者駐車場（以下単に「外来者駐車場」という。）の駐車整理票のうち「利用者名」や「連絡先の電話番号」の記載については、広島県庁への用務（外来者駐車場の利用目的を含む。）とは無関係であるにもかかわらず、広島県庁の幹部職員が、「利用者名」や「連絡先の電話番号」の記載をもとに、駐車場利用に関する緊急事態の連絡や目的外利用の疑いなどの確認をした旨言明したとして、当該「利用者名」又は「連絡先の電話番号」を活用して利用者へ連絡したことが記録されている文書等のすべて（以下「本件請求文書1」という。）、駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書のうち平成16年4月1日から平成21年7月20日までの間に作成されたもの（以下「本件日誌及び報告書」という。）並びに当該駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書を作成又は保存しなくなった場合はその時期や理由が分かる文書及び作成されていた内容を記録したもの（電子データ等による保存を含む。）（以下「本件請求文書3」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求文書1及び本件請求文書3については作成又は取得していないため、また、本件日誌及び報告書のうち平成16年4月1日から平成20年3月31日までの間に作成されたもの（ただし、平成17年9月22日、同月26日、同年10月17日、同月18日、同月21日、同月24日、同月31日、同年11月8日及び同月22日の駐車場等管理日誌は除く。）（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1から本件請求文書3までを総称して「本件請求文書」という。）については保存年限満了により廃棄したため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年8月4日付けで異議申立人に通知した。

なお、本件日誌及び報告書のうち、本件請求文書2を除くものについては、行政文書部分開示決定を行い、平成21年8月4日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年9月6日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、駐車整理票のうち、「利用者名」や「連絡先の電話番号」の記載については、広島県庁への用務（外来者駐車場の利用目的を含む。）とは無関係であるにもかかわらず、広島県庁の幹部職員が、「利用者名」や「連絡先の電話番号」の記載をもとに、駐車場利用に関する緊急事態の連絡や目的外利用の疑いなどの確認をした旨言明していることを隠匿しようとして画策した処分であることから、本件処分を取り消し、開示請求の対象とした文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

平成 21 年 7 月 9 日に駐車整理票の取扱いに関して抗議した際、総務室の職員及び駐車場の警備員が、私のほか数名の職員に対して言明した、駐車整理票の「利用者名」や「連絡先の電話番号」の記載を活用して、駐車場利用に関する緊急事態の連絡や目的外利用の疑いなどを確認したという説明が、広島県庁職員の持説に過ぎないまさに机上の空論でしかないことを金科玉条のごとく繰り返す外来者駐車場に関する歴代の管理責任者による行政手法（裁量権の濫用及び職務怠慢を含む。）に対して、重ねて抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

駐車整理票は、本件請求当時、外来者駐車場を利用しようとする際に、外来者駐車場等を管理委託している民間事業者の警備員から外来者駐車場の利用者に手渡されるものであり、利用者に、①利用者名、②連絡先の電話番号、③用務先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻の各項目を記載させることとしていた。

駐車整理票の利用目的は、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」であり、総務課の職員や警備員が、駐車場を利用した特定の個人に対して連絡した際に記録を残す必要があるものではない。

また、対応の決定の前に、担当者が状況のメモなどを行うことはあり得るが、これは単なる状況のメモにすぎず、対応終了後に保管を行う必要性はなく、これらのメモの保管は行っていない。

行政文書の保管期間は、広島県文書等管理規則（平成 13 年広島県規則第 31 号）第 7 条に基づき各課において定める保存年限に従い、事案の完結した日の属する会計年度の翌会計年度の 4 月 1 日から起算することとしている。

異議申立人の請求する駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書の保存年限は 1 年未満であり、翌会計年度の終了の日まで総務課にて保管後、順次廃棄している。

異議申立人の請求する平成 16 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に作成された駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書は、翌会計年度の 3 月 31 日まで保管後、順次破棄しているため、請求時（平成 21 年 7 月 20 日）には既に存在していない。

なお、平成 17 年 9 月 22 日、同年（以下同様）9 月 26 日、10 月 17 日、10 月 18 日、10 月 21 日、10 月 24 日、10 月 31 日、11 月 8 日及び 11 月 22 日の駐車場等管理日誌については、別の異議申立て事案を広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しており、当該事案に係る対象文書として保管していたものである。

また、駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書は作成及び一定期間の保存を行っているため、本件請求文書 3 は存在しない。

よって、本件請求文書を不存在とした本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、外来者駐車場に関し、駐車整理票の記載項目のうち「利用者名」又は「連絡先の電話番号」を活用して利用者へ連絡したことが記録されている文書等、特定期間の駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書並びに当該駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書を作成又は保存しなくなった場合はその時期や理由が分かる文書等の開示を求めるものであり、実施機関は、一部の駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書を除き、これらの文書を作成若しくは取得していないため又は保存年限満了により廃棄したため、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件処分は実施機関の幹部職員による発言を隠匿しようと画策したものである旨主張し、本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求文書 1 について

実施機関が駐車整理票の利用目的として説明する「緊急に連絡を行う必要が生じた場合」に関し、当審査会から実施機関に対して、連絡を行うに当たっての具体的な手段及び手順、文書作成の有無、駐車整理票の「利用者名」及び「連絡先の電話番号」の項目の情報の活用場面について確認したところ、次のアからエまでのとおりであり、その内容に特段、不自然な点は認められない。

ア 利用者とは緊急に連絡を行う必要が生じた場合、警備員から連絡が必要である旨及び連絡の相手方の情報（駐車整理票に記載された氏名、訪問先、自動車登録番号等）について、総務課職員に伝えられる。

イ まず、総務課職員が利用者へ電話連絡を行うが、その際に駐車整理票に記載された利用者名や電話番号を使用する。

ウ 次に、電話が不通の場合は、用務先に問い合わせるか庁内放送を行うこととなるが、用務先に問い合わせる際にも利用者名は使用する。庁内放送を行う際には、駐車場所や自動車登録番号、車の種類（メーカー、車名、車体の色など）により

呼び出しを行う。

エ 「緊急に連絡を行う必要が生じた場合」とは、主に外来者駐車場でのトラブル（ライトの誤点灯や車両間の事故等）であるが、外来者駐車場の設備を損傷させるなど、県における事後処理が必要な場合を除き、利用者自身が対応するものであるため、実施機関（総務課）の担当者は、連絡の相手方の情報を個人的なメモとして作成することはあっても、あえて文書として残すことはなく、庁内放送した際の放送原稿についても、放送終了後に廃棄している。なお、仮に県による事後処理が必要な場合であっても、当該事後処理の経過を記録することはあるが、利用者呼び出しの際のメモ等を文書として残すことはない。

(2) 本件請求文書2について

実施機関は、本件請求文書2は保存年限満了後に順次廃棄していると説明するので、駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書の取得及び廃棄の具体的な時期について確認したところ、次のとおりであった。

ア 駐車場等管理日誌は、外来者駐車場等を管理委託している民間事業者が日々作成し、その当日に県へ提出するものであり、委託事業実施報告書は月ごとに作成し、作成対象となる月の末日の翌日から起算して10日以内（翌月の10日まで）に県へ提出するものである。

イ 保存年限はいずれも1年であり、当該事案の処理が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算する（広島県文書等管理規則〔平成13年広島県規則第31号〕第7条第3項）から、文書の取得時期に応じて、それぞれ次の日が保存年限の終了日となる。

(ア) 駐車場等管理日誌

平成16年4月1日から平成17年3月31日分まで	平成18年3月31日
平成17年4月1日から平成18年3月31日分まで	平成19年3月31日
平成18年4月1日から平成19年3月31日分まで	平成20年3月31日
平成19年4月1日から平成20年3月31日分まで	平成21年3月31日

(イ) 委託事業実施報告書

平成16年4月分から平成17年3月分まで	平成18年3月31日
平成17年4月分から平成18年3月分まで	平成19年3月31日
平成18年4月分から平成19年3月分まで	平成20年3月31日
平成19年4月分から平成20年3月分まで	平成21年3月31日

ウ 上記イの保存年限の終了日以降、担当部署（総務課）において速やかに廃棄していたが、具体的に何月何日に廃棄したかの記録はない。平成21年3月31日に保存年限が満了するものについても、遅くとも、本件請求時までには廃棄している。

実施機関における文書の保存年限の基準を定める広島県文書等管理規則別表によれば、本件請求文書2が作成された当時、1年の保存年限とすべき文書等の類型として、「1 軽易な照会、回答、報告、通知等に関するもの」及び「2 その他1年保存の必要があると認めるもの」が掲げられており、実施機関が上記アで説明する駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書の内容及び性質からすると、本件請求

文書2の保存年限が1年とされたことが特段、不合理であるとはいえない。

また、同規則第7条第4項で、「文書等の保存年限は、当該事案の処理が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算するものとする。」と規定されていることから、本件請求文書2の保存年限は、上記イのとおりであると認められる。

さらに、保存年限の終了日以降に速やかに廃棄したという実施機関による説明にも、特段、不自然な点は認められない。

(3) 本件請求文書3について

当審査会から実施機関に対して、本件請求文書2の保存年限満了後の廃棄手順について確認したところ、簿冊単位で、広島県立文書館（以下「文書館」という。）で保存することの適否について文書館の長（以下「文書館長」という。）の審査を受け、廃棄決定後に課長の指示の下、担当者が廃棄しているということであった。また、この文書館長の審査の経過や廃棄の時期、理由などを記載した文書は作成しておらず、廃棄時期については（2）ウのとおりであるということであった。

さらに、本件請求文書2に記載されている外来者駐車場の利用台数等について集計し、活用等を行ったことがないか等について確認したところ、駐車場等管理日誌は日々の業務の履行確認のため、委託事業実施報告書は毎月の委託料の支出の際の履行確認のために使用するものであり、履行確認が終われば使用することはないため、記載内容についても、データ化による活用等は行っておらず、別途文書として残していないということであった。

実施機関において、本件請求文書2は、文書館への引き渡しの検討の対象とならず、保存年限を延長する特段の事情も認められないから、廃棄が決定した後に、廃棄に当たって、廃棄時期や理由を記載した文書や記載内容を記録した文書を作成する特段の事情は認められない。

そうすると、実施機関による上記の説明に特段、不自然な点は認められない。

- (4) 以上により、実施機関が、本件請求文書について、保存若しくは作成していないため又は保存年限満了により廃棄したため存在しないとして、不存在を理由に不開示とした本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 11. 12	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 6. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 25	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 3. 20 (平成 30 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授